



2025年10月10日

各 位

株式会社クシム
代表取締役 田原 弘貴
(証券コード：2345 東証スタンダード市場)
(お問合せ先) 取締役 田中 遼
電話 03-6427-7380 (代表)

第三者割当による新株式発行に関するお知らせ

当社は、2025年10月10日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当てによる新株式発行（以下「本新株式」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

＜本新株式の募集の概要＞

(1) 払込期日	2025年10月28日
(2) 発行新株式数	当社普通株式 862,000 株
(3) 発行価額	1株につき232 円
(4) 調達資金の額	199,984,000 円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出時期」をご参照ください。
(5) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。（以下「割当予定先」といいます。） 株式会社a' gil 862,000 株
(6) その他	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(注) 発行価額の決定方法は、以下「5. 発行条件等の合理性 (1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。

＜今回の増資による発行済株式総数の推移＞

現在の発行済株式総数	17,746,733 株
増資による増加株式数	862,000 株
増資後発行済株式総数	18,608,733 株

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の目的及び理由

当社グループは、従来、暗号資産取引所である株式会社Zaifとブロックチェーン・Web3領域におけるエンジニアリング・コンサルティング事業をメインとするチューリングラム株式会社による「ブロックチェーンサービス事業」及び株式会社クシムソフト（現：株式会社ネクスソフト）による「システムエンジニアリング事業」を中心に事業を展開してまいりました。

しかし、当社グループにおいては、2025年2月に、当社の当時の経営陣（以後「旧経営陣」といいます。）が株式会社カイカフィナンシャルホールディングスに対する借入金について、当社の連結子会社である株式会社ZEDホールディングス（現：株式会社ネクスデジタルグループ）の株式を譲渡することによる代物弁済を行いました。

当社は、上記の代物弁済について会社法467条に基づく株主総会の特別決議の承認を得ていないことから違法無効であると認識しているものの、代物弁済により、当社グループは、ZEDホールディングスの実質的な経営支配権を喪失しました。これに伴いZEDホールディングスの子会社である株式会社Zaif、株式会社クシムソフト（現：株式会社ネクスソフト）、チューリングラム株式会社、株式会社Web3テクノロジーズ及びDigital Credence Technologies Limitedについても当社グループはその実質的な経営支配権を喪失しており、2025年6月まで実質的な事業を喪失した状態でした。

そのため、当中間連結累計期間において、当社グループにおける売上高は14百万円（前年同期は711百万円）と著しく減少し、営業損失は307百万円（前年同四半期は685百万円の営業損失）、経常損失は310百万円（前年同四半期は695百万円の経常損失）となり、臨時的な経営交代の過程で実施された子会社の代物弁済や貸付などの一連の取引により生じた臨時損失716百万円、過去の不適切会計に伴う訂正関連費用引当繰入額12百万円を特別損失に計上した結果、親会社株式に帰属する当期純損失は1,007百万円（前年同期は662百万円の親会社株式に帰属する当期純損失）となりました。

また、代物弁済及びその後の人員移動によって当社の人的資産は、バックオフィス及び管理機能を含めたその全てを喪失しており、2025年4月30日時点の当社グループ従業員数はゼロとなりました。

2025年4月30日、当社の臨時株主総会が招集され、現経営陣が選任されております。当社は、実質的な経営支配権を喪失した子会社を取り戻すべく裁判手続を進めるとともに事業の再構築、上場会社としての管理機能及びガバナンス体制の再構築を進めております。

裁判手続において当社は、当社が保有していた事業の実質的な経営支配権の早期回復を目標として、非訟事件による手続を進めてまいりました。2025年6月12日に当社が旧経営陣による事業子会社の代物弁済が違法無効であることを論拠として申し立てた株式会社ZEDホールディングスの臨時株主総会の招集許可申立においては招集許可決定が大阪地方裁判所堺支部から発出されました（2025年8月7日付「ZEDホールディングス株式会社の臨時株主総会招集の許可決定に関するお知らせ」）。

一方で、現在事業子会社の実質的な経営支配権を有する株式会社ネクスグループが2025年8月7日付で申し立てた当社による当該臨時株主総会の議決権行使禁止の仮処分により、当社の議決権行使を禁止する決定が東京地方裁判所より発出されました（当社2025年8月13日付「議決権行使禁止の仮処分決定の受領及びZEDホールディングス株式会社臨時株主総

会開催延期に関するお知らせ」)。また、当社は東京高等裁判所に対して抗告審申立てを行ったものの、2025年9月3日付「抗告申立てに係る決定書受領のお知らせ」で開示したとおり、本案訴訟で審理するべきであるとの旨の決定が発出され、非訟事件による当社が保有していた事業の実質的な経営支配権の早期回復が不可能となりました。

これを受け当社は、子会社の経営支配権の取り戻しについて、本案訴訟による最終的な決着をつけることを目的とした民事訴訟を訴えていく所存です。現在、本件に関して取られている民事訴訟手続としては以下になります。今後も本件について当社又は相手方である株式会社ネクスグループ及びその関連会社から訴訟が提起される可能性があり、子会社の経営支配権の取り戻しやその関連訴訟について資金を要するものと認識しております。

各種法的手続	申立者 /原告	提起日	管轄 裁判所	概要
新株発行無効等請求を求める訴え	当社	2025年 8月19日	大阪地方 裁判所	ZEDHD、カイカFHD、ネクスグループを被告として、当社の関与なくZEDHDが発行した株式について新株発行無効等請求を求める訴え。 ※2025年8月19日付開示資料を参照
株主権不存在確認訴訟	ZEDHD	2025年 8月20日	東京地方 裁判所	当社のZEDHD株主権の不存在を確認する訴えをZEDHDが求めた訴え。 ※2025年8月28日付開示資料を参照

当社は、2025年4月30日開催の臨時株主総会において、旧経営陣による経営実態を洗い出し株主利益の確保にむけて、会社法316条2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者（以後「調査者」といいます。）による調査を承認いただきました。当社は2025年8月27日付「調査者からの調査報告書(中間報告)の受領について」で開示したとおり、社内情報漏洩疑惑及びそれを利用した子会社の代物弁済を優先調査事項として定めた中間報告書を受領いたしました。調査者に対し、最終報告書の作成に向けた調査の実施について依頼しております。

また、当社は2025年4月30日時点で管理部門を含めた従業員が0名となっていたことや情報資産が旧経営陣から適切に引き継がれていなかったこと及び監査法人が退任を表明し後任が決定していなかったことから、ガバナンス体制及びバックオフィスの再構築が急務でありました。そこで当社は、AIツールの活用による少人数で運営できる経営管理体制作りに取り組むとともに、外部の会計士等専門家を活用した管理部門の立て直しを行ってまいりました。これにより半期報告書の作成や決算短信の作成が可能になり、上場会社運営のために必要な機能を再構築いたしました。しかしながら、今後当社が上場体制の維持にとどまらず積極的な成長投資を行っていくには、更なる管理部門の拡充が急務であると認識しております。

事業面においては、ブロックチェーン開発・コンサルティング事業を開始いたしました。当社は、チューリングラム株式会社の代表取締役であった田原、田中を含めたブロックチェーンに精通したメンバーが所属しており、国内では有数のブロックチェーンプロジェクトへの参画ならびにソフトウェア開発経験があります。また、メンバーは古くから暗号資産業界に携わっており、多くの暗号資産業界におけるコネクションを保有しております。また、当社クシムとしても現体制発足後には2025年9月5日付「ETHTokyo2025への協賛及び登壇のお知らせ」で開示したとおり国際連合大学（UNU）にて開催されたイーサリアム10周年の祭典であるETHTokyo2025に登壇するなど、国内外の暗号資産業界との関係性を構築してまいりました。

現在、当社ではさらなる暗号資産・ブロックチェーンに精通したエンジニア・事業開発担当者の採用を積極的に実施し、当社の強みである暗号資産・ブロックチェーン領域の事業開発およびソフトウェア開発能力を拡張させております。

このような暗号資産・ブロックチェーン領域における強みと国内外の暗号資産業界との関係性を活かし、当社では今後ブロックチェーン開発・コンサルティング事業をより成長させてまいります。そのうえで、当社の強みを活かした暗号資産トレジャリー戦略事業ならびにその関連事業による経営の立て直しおよび収益基盤の構築による株主価値の最大化を目指してまいります。

暗号資産トレジャリー戦略とは、上場会社が暗号資産を財務資産として保有することを指し、アメリカにおいてトランプ大統領が就任したことによる暗号資産の規制緩和を背景に一般化しつつある戦略です。この戦略は上場企業の保有資産に新しい選択肢を与え、暗号資産・ブロックチェーン領域における将来の成長ポテンシャルを取り込む手段とともに事業機会の創出にもつながる有用な戦略であると考えております。しかしその一方で、資金調達によって暗号資産を購入する上場企業の中には、暗号資産を購入することそれ自体が自己目的化してしまい、事業機会の創出が行えない場合や本業との乖離が大きく、本業よりも同戦略のほうが注目される場合が多く見受けられます。その要因として、暗号資産・ブロックチェーン事業をメインとし、同領域における事業開発の知見を有するプレイヤーが少ないことが挙げられます。

また、暗号資産を主要な財務資産ではなくポートフォリオの一部として保有する企業については、暗号資産の購入や管理、監査対応等の実務面における難易度が高いことから実施する企業は少数にとどまっているのが現状です。しかしながら、こうした状況も更に暗号資産が一般化するにつれ、暗号資産をポートフォリオの一部として保有する企業は増加するものと考えております。

当社は下記の4つのフェーズに分け、暗号資産の長期的な保有を実施し暗号資産・ブロックチェーン領域における将来の成長ポテンシャルを取り込むことを目指すとともに、当該保有暗号資産を収益基盤として活用し、さらには今後増加が見込まれる暗号資産保有を行う企業をターゲットとした事業展開を目指します。

フェーズ1として、暗号資産・ブロックチェーン領域において中心的なプレイヤーである大手ブロックチェーン（BTC・ETH・XRP・BNB・SOLといった2025年9月2日金融審議会 第2回 暗号資産制度に関するワーキング・グループにおける「[参考] 時価総額上位5位の暗号資産の概要」に記載の暗号資産を現時点で想定）における中核的な事業会社およびファンドとの協業を通じた暗号資産トレジャリー戦略を実施し、財務・収益基盤を整えます。

協業においては、調達した資金で暗号資産を購入するだけでなく、協業を通じた当該ブロックチェーンの日本普及のためのエンジニアリング・コンサルティングにおける収益獲得や当該ブロックチェーンの資産運用事業者との提携による暗号資産の運用における優位性の確立を行うことで、トレジャリー戦略を出発点とした収益獲得基盤構築を目指します。

その上で、フェーズ2として当該協業を活かした暗号資産の社内運用体制を整え、収益性・安全性のバランスの取れた専門的な当該暗号資産の運用を実施していきます。これらの事業基盤の構築と収益獲得を目的とした暗号資産トレジャリー戦略は一つの暗号資産に限らず、事業状況に応じて複数の暗号資産での展開も視野に入れております。

次にフェーズ3として、暗号資産の社内運用暗号資産トレジャリー戦略の実行による知見や社内運用基盤を活かした暗号資産トレジャリー企業向けへのコンサルティングや運用サポート、財務戦略に必要な財団等との業務提携のアドバイザー事業を実施してまいります。これにより国内の暗号資産トレジャリー戦略を組み入れる企業との戦略的提携を増やし、新たな収益基盤としてまいります。

最後にフェーズ4として、フェーズ3までに構築した暗号資産の運用基盤及びトレジャリー企業との戦略的提携を活かし、トレジャリー企業向けのカストディや運用事業を開拓してまいります。これらのカストディ・運用事業にリソースを投じることで安全なカストディ・運用基盤の構築に努め、暗号資産ETFへの参入も目指してまいります。しかしなが

ら、改革通りに進捗しなかった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの2025年10月期第3四半期連結貸借対照表上の現金及び預金の残高は、244百万円であり、手元資金が不足している状況から、上記戦略を実行するための資金調達が急務となっております。

そのため、本新株式発行により調達した資金により、停滞していた成長投資及びガバナンス強化を積極的に行うとともに、子会社取戻しに係る裁判手続を適時に進めることにより、株主価値の向上を図ります。具体的には、①事業戦略上のフェーズ2までの、自社暗号資産を管理・運営するための管理体制を構築し、②2025年4月30日時点で従業員がゼロとなったガバナンス体制を強化し、③2025年4月30日開催の臨時株主総会において、承認頂いた会社業務及び財産に係る調査者による調査、子会社の代物弁済の無効に関する法的手続を実施いたします。

そこで、当社は、2025年10月6日開催の取締役会において、本新株式発行によって資本を充実化されるとともに、売上拡大及び収益力向上を図るため積極的な成長投資と法的手続に要する資金確保を主な目的として、株式会社a'gilを割当予定先として本第三者割当増資を行うことを決定しました。

（2）資金調達の方法として第三者割当を選定した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、銀行借入、社債、公募増資、株主割当増資、転換社債型新株予約権付社債、コミットメント型ライツ・オフアリング、ノンコミットメント型ライフ・オフアリング、新株予約権、MSCB等の資金調達手段を慎重に比較検討いたしました。

銀行借入による資金調達は、当社と取引金融機関との取引状況、当社の直近の業績・体制（当期純損失の継続、連結従業員ゼロの状態からの立て直し過程、手元資金244百万円の水準等）に照らすと、新規与信の実現可能性は低く、仮に可能でも担保・保証や厳格な財務コベナント、短期性・金利負担の重さ等が想定され、機動性と確実性に欠けるため、当社にとって現実的ではなく、また適当ではないと判断いたしました。

社債による資金調達も同様に、投資家に向けて十分な信用力を示すことが困難であり、実需の限定性や保証等の追加条件により調達規模・タイミングの柔軟性に制約があるため、本資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

公募増資は広く投資家から資金を調達できる手段ですが、主幹事証券会社の選定や引受審査などに相当な時間とコストを要します。当社は継続企業の前提に関する注記（以下「GC注記」といいます。）が付されており主要証券会社をアレンジャーに選任することが現実的に困難であるため、迅速な資金調達を要する当社の状況には不適合と判断しました。

株主割当増資は既存株主に一律に新株引受の権利を与える点で公平性の観点で優れた手法ではあるものの、引受けが進まなかった場合に資金調達が不安定となるリスクがあります。特に当社は主要株主の持株比率が分散していることから、確実に必要資金を確保できる方法としては、第三者割当よりも調達に要する時間及びコストの点で不利になります。また、株価に対する直接的な影響も多大となるため、適当ではないと判断いたしました。

ライツ・オフアリングは株主に無償で新株予約権を割り当てる仕組みであり、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがあります。コミットメント型ライツ・オフアリングは、手続きの煩雑さと引受手数料等のコストが増大することが予想されることから、当社の早急な資金需要に対応する手段としては適当ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングは、当社が最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める業績基準（直近2期連続で経常赤字を計上し

ていない点及び直近決算において 債務超過でない点）により、実施することができません。

転換社債型新株予約権付社債は、発行後に株式への転換が進まなかった場合に、返済原資を担保するだけの資産が当社には無く、また、当社の負債額が増加し、財務健全性へ悪影響を及ぼすことから、適当ではないと判断いたしました。

新株予約権の発行は、将来の資金調達を柔軟に行える利点がありますが、行使が進まなかった場合には実際の資金調達が行えないという不確実性があります。当社は現在、確実かつ速やかに資金を確保する必要があるため、適当ではないと判断いたしました。

MSCBは資金調達の柔軟性がある一方で、株価下落時の「デス・スパイラル」のリスクを伴い、既存株主価値を大きく毀損する可能性があります。特に子会社取戻しの法的手続が未了である当社の状況や、株価水準、投資家基盤を踏まえると株主利益に著しい不利益を及ぼすおそれがあるため、適当ではないと判断いたしました。

各種の資金調達方法を検討し、今回の第三者割当増資が現時点における最良の選択肢であると判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	199,984,000円
②発行諸費用の概算額	1,320,000円
③差引手取概算額	198,664,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等作成支援費用(800千円)、割当先信用調査費用(500千円)登記費用(5千円)証券印刷関連費用(15千円)等の合計額であります。

以上

(2) 調達する資金の具体的な使途

本第三者割当による新株式の発行によって調達する資金の額は合計約198百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

〈本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途〉

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
① 事業開発	74,560,000	2025年10月～2026年9月
② 運転資金(人員拡充に伴う人件費等)	74,560,000	2025年10月～2026年9月
③ 調査費用及び法的手続費用	49,544,000	2025年10月～2029年9月
合計	198,664,000	

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

当社は、2025年5月15日付「2025年2月3日の株式会社Zaif・チューリングラム株式会社をはじめとする事業子会社株式の譲渡に関する当社の見解」にてお知らせしたとおり、2025年2月3日に発生した子会社の株式譲渡による代物弁済は、違法無効であるとの認識であり、適正な法的手続を進める一方、子会社の取り戻しに依存せず事業基盤を再構築する方針であります。

本第三者割当による新株式の発行により調達する資金は合計198,664,000円であり、当社が今後12か月間に必要と見込む事業開発費用及び人件費、並びに複数年にわたり発生する調査費用・法的手続費用に充当する予定です。

当社はウォレット基盤や運用基盤の整備、外部サービス利用料等に74,560,000円を充当するほか、積極的な事業展開に向けたガバナンス体制整備のために管理部門の人員増強に伴う人件費等として74,560,000円を充当いたします。また、調査者への報酬や子会社代物弁済の無効確認訴訟等に関する法的手続費用として49,544,000円を充当する予定です。

当社は、以下に記載のように事業開発フェーズを4つに分け、ウォレット基盤の導入、バリデーター運用基盤の開発、及びエンジニア・管理部門の採用などの主要な施策を今後1年間で実行する計画としております。これらは採用活動や基盤整備に着手してから安定稼働に至るまでに少なくとも12か月を要するものであり、この期間に対応する人件費・外部サービス利用料・オフィス費用等を確実に賄う必要があります。したがって、事業開発及び運転資金これらの見積りとして、12か月分を基準とした資金需要を見込むことが合理的であると判断しました。これらの見積りは、当社の今後の事業計画及び人員計画を基礎としており、暗号資産市場の価格変動性や訴訟の長期化といった不確実性を勘案しつつ、12か月分の資金需要を賄える水準とすることが合理的であると判断しております。調査費用及び法的手続費用の見積もりは、訴訟の複雑化及び長期化を見込んで48か月の期間を確保する必要があると判断いたしました。

この度、本第三者割当による調達資金を以下の項目に充当する方針であります。

1 事業開発費

当社の自社暗号資産の管理・運用に必要なウォレット基盤（Fireblocks等の外部サービス活用を含む。）及び業務運用マニュアルの整備並びにバリデーター等の運用基盤の開発、事業提携等に係る費用に充当する予定であります。目安として74,560,000円を見込んでおります。

a. 今後の事業戦略

当社は今後、子会社の取り戻しに必要な民事訴訟を進めつつも子会社の取り戻しに依存することなく事業基盤を再度構築し、株主価値の最大化を目指してまいります。

当社は、フェーズ1として、暗号資産・ブロックチェーン領域において中心的なプレイヤーである大手ブロックチェーン（BTC・ETH・XRP・BNB・SOLといった2025年9月2日金融審議会 第2回 暗号資産制度に関するワーキング・グループにおける「[参考] 時価総額上位5位の暗号資産の概要」に記載の暗号資産を現時点で想定）における中核的な事業会社及びファンドとの協業を通じた暗号資産トレジャリー戦略を実施し、財務・収益基盤を整えます。

協業においては、調達した資金で暗号資産を購入するだけでなく、業務提携を通じた当該ブロックチェーンの日本普及のためのエンジニアリング・コンサルティングにおける収益獲得や当該ブロックチェーンの資産運用事業者との提携による暗号資産の運用における優位性の確立を行うことで、トレジャリー戦略を出発点とした収益獲得基盤構築を目指します。

その上で、フェーズ2として当該事業提携を活かした暗号資産の社内運用体制を整え、暗号資産の運用による収益性・安全性のバランスの取れた専門的な当該暗号資産の運用を実施していきます。これらの事業基盤の構築と収益獲得を目的とした暗号資産トレジャリー戦略は一つの暗号資産に限らず、事業状況に応じて複数の暗号資産での展開も視野に入れております。

次にフェーズ3としてこうした暗号資産の社内運用暗号資産トレジャリー戦略の実行による知見や社内運用基盤を活かした暗号資産トレジャリー企業向けへのコンサルティングや運用サポート、財務戦略に必要な財団等との業務提携のアドバイザリー事業を実施してまいります。これにより国内の暗号資産トレジャリー戦略を組み入れる企業との戦略的提携を増やし、新たな収益基盤としてまいります。

最後にフェーズ4として、裁判による子会社の取り戻しを実施した後、暗号資産交換業

者であるZaifにおいてフェーズ3までに構築した暗号資産の運用基盤及びトレジャリー企業との戦略的提携を活かし、トレジャリー企業向けのカストディや運用事業を開拓してまいります。これらのカストディ・運用事業にリソースを投じることで安全なカストディ・運用基盤の構築に努め、暗号資産ETFへの参入も目指してまいります。

b. 暗号資産トレジャリー戦略の方針

当社では、現在行われている暗号資産トレジャリー戦略（暗号資産を長期保有目的で保有すること全般を指す。）について3つの類型があると認識しており、各類型について検討いたしました。

(a) 暗号資産の購入のみを主な目的とするパターン

現在主流の手法で、暗号資産の購入のみを主な目的とした増資を行い、暗号資産の保有残高を増加させることにより、当該企業の時価総額の増加を図っています。時価総額が特に低迷している上場会社において、企業価値の増加という面において有効な施策ではありますが、新規の増資が停止し暗号資産の購入がストップする場合又は暗号資産の価格が下落する場合に、他に事業がないことから時価総額が一転して低下しやすいという問題点があり、米国のNASDAQでは暗号資産の購入を目的とした増資を行う場合に株主総会の決議が必要であるとしています。

(b) 内部留保を利用して暗号資産を購入しポートフォリオ構築することを目的とするパターン

企業が保有する内部留保を暗号資産の購入に割り当て、長期的な時価総額に寄与させることを目的とするパターンです。一部の企業では実施されている様子があるものの、いまだ暗号資産が社会的に浸透していないことやボラティリティの懸念、暗号資産の購入や管理、監査対応等の実務面における難易度が高いことから実施する企業は少数に留まっています。

(c) 将来的な収益獲得を目的として暗号資産トレジャリー戦略を組み入れるパターン

(a)に近いパターンであり、購入した暗号資産を利用して運用事業や関連サービスの他社への提供、暗号資産交換業者などトレジャリー戦略を足がかりとした暗号資産関連事業への進出による将来的な収益獲得を目的としたパターンです。新規の増資が停止し暗号資産の購入がストップする場合において(a)と同様の懸念はありますが、そこで投資家の期待や収益性の期待がストップしてしまう(a)とは異なり、購入した暗号資産やそれによる収益を事業資産や配当原資として活用することが可能です。

当社は、暗号資産・ブロックチェーン領域において中心的なプレイヤーである大手ブロックチェーンの財団やその周辺のプレイヤーとの協業を足がかりとした自社暗号資産の運用及びエンジニアリング・コンサルティングを実施することにより、収益基盤を構築することを目的とした上記パターン(c)によるトレジャリー戦略を目指します。

その上で、国内ではパターン(b)による暗号資産トレジャリー戦略の採用が増えることを当社は予想しており、その場合において当社の運用基盤やトレジャリー戦略における知見及びブロックチェーン業界におけるネットワークを活用することが可能であることから、パターン(c)によるトレジャリー戦略が長期的な当社の事業価値のコアになると考えております。

c. 資金使途

上記事業開発フェーズ2までには、自社暗号資産を管理・運用するための管理体制を構築することが求められます。具体的には、暗号資産を管理するためのFireblocks社など他社サービスを活用した、上場企業におけるガバナンスコードに耐えうるウォレット基盤及びその業務運用マニュアルの開発、ウォレット基盤をベースとしたバリデーターなどの運用基盤の開発が必要となります。

当社は、ウォレット基盤利用料及び導入・設計・監査対応費用に26,800,000円、運用基盤の開発におけるノード構築費及びクラウド運用費用に16,500,000円、社内外のエンジニアリソースの人材確保に15,400,000円、運用マニュアル作成や法務レビュー、事業検証費用及び仕様追加対応等の予備費として15,860,000円の合計74,560,000円を充当いたします。

② 運転資金（人員拡充に伴う人件費等）

当社は2025年4月30日時点で管理部門を含めた従業員が0名となっていたことに加えて、情報資産が旧経営陣から適切に引き継がれていなかったこと及び監査法人が退任を表明し後任が決定していなかったことから、ガバナンス体制及びバックオフィスの再構築が急務でありました。そこで当社は、AIツールの活用による少人数で運営できる経営管理体制構築に取り組むとともに、外部の会計士等専門家を活用した管理部門の立て直しを行ってまいりました。これにより半期報告書の作成や決算短信の作成が可能になり、上場会社運営のために必要な機能を再構築いたしました。

しかしながら、現状の人員体制は経理・労務・IR・法務といった基幹業務を限られた人員が兼務している状態で脆弱であり、突発的な人員離脱や外部環境の変化に耐えられないリスクを抱えています。内部統制報告制度（J-SOX）を見据えて、内部統制構築に係る専門知識を有する管理部門の採用と育成は不可欠です。そのため、今後当社が上場体制の維持に留まらず積極的な成長投資を行っていくには、更なる管理部門の拡充が急務となっています。今後の成長投資においては、資金調達に係る適時開示、内部統制報告制度（J-SOX）対応、訴訟リスクの開示・対応など、上場企業に不可欠なガバナンス業務が拡大する見込みです。これに対応するため、管理部門の人員拡充を行い、内部統制・IR・法務・経理の各機能を強化いたします。内部統制を強化し、エンジニアや事業開発部門といったフロント部門との連携を深めることにより、成長戦略を支える経営管理基盤を確立してまいります。

そこで当社は①の事業戦略を積極的に展開するために、上場企業としてのガバナンス体制を強化することを目的として今年12月までに管理部門の社員数を現在の2名から6名以上と増員することを計画しており、人数増加に伴うオフィス費用の確保も必要になります。

そのため、上記事業戦略のフェーズ2による収益性が見込みが立つまでの期間において、人件費、オフィス移転費用及び賃料による赤字が増加する可能性が高いものと考えております。加えて、会計士等の外部専門家や証券代行業者との契約費用、クラウド会計ソフトや人事労務管理等のシステム利用料などの一般管理費も継続的に必要です。

現在、当社の現預金は、今後の裁判の状況等によっては予断を許さない状況であり、当該人件費の増加に機動的に対応できるための運転資金の確保が必要であると考え、人件費31,200,000円、オフィス移転費用及び賃料26,900,000円、一般管理費16,460,000円の合計74,560,000円を充当いたします。

③ 調査費用及び法的手続費用

当社は、2025年4月30日開催の臨時株主総会において、神垣清水氏を会社法316条第2項に基づき調査者として選任し、調査期間は2025年10月期定時株主総会までとしております。2025年8月27日付「調査者からの調査報告書（中間報告）の受領について」で開示したとおり調査者から中間報告書を受領しており、中間報告書までの稼働分は稼働時間精算として精算済みであるため、中間報告後の最終報告に向けた稼働分に本増資を充当することを想定しております。調査内容の範囲等に応じて変動する可能性がありますが、調査者及び補助者の総額として20,000,000円を充当することを想定しております。

また、現在当社は、子会社代物弁済の無効に係る法的手続及び各種損害賠償請求を進行しており、現在審理中の訴訟（2025年8月28日付「株主権不存在確認訴訟に係る書面の受領について」及び2025年8月19日付「議決権行使許容・禁止の仮処分の申立て及び新株発

行無効等の訴えの提起のお知らせ」にて開示した訴訟)に加え、今後複数の訴訟を提起することが想定されます。子会社代物弁済の無効に係る法的手続は既に弁護士事務所と契約を締結して対応しておりますが、今後新たに申し立てる訴訟の内容によって追加費用の発生が想定され、10,000,000円を見込んでおります。

さらに、当社は、2025年9月10日付け「旧経営陣に対する役員責任追及訴訟に係る当社の方針について」で開示したとおり、旧経営陣らに対して役員責任追求訴訟を提起していく予定です。役員責任追求訴訟の損害額を確定するためには子会社代物弁済の無効に係る法的手続を経て損害を確定する必要があり、決着までに複数年かかることが想定されます。そのほか、損害賠償請求訴訟として、2025年7月25日付「訴訟告知のお知らせ」及び2025年8月22日付「損害賠償請求訴訟に係る書面の受領について」で開示したとおり、シークエッジグループ各社から提起された訴訟について対応しており、今後も追加で提起された場合には個別に対応が必要となります。加えて、旧経営陣から、調査者から行ったヒアリングが十分に中間報告書に反映されていないものとして、当社及び調査者に対して法的措置を講じる旨の通知書を内容証明郵便にて受領しており、これに対する対応費用が追加で想定されます。

これら損害賠償請求訴訟は、上記子会社代物弁済の無効に係る法的手続の契約範囲に含まれない内容となり、新たな契約締結が必要であるため19,544,000円を対応費用として予定しております。

現在進行中の法的手続

各種法的手続	申立者/ 原告	提起日	管轄 裁判所	概要
新株発行無効等請求を求める訴え	当社	2025年 8月19日	大阪地方 裁判所	ZEDHD、カイカFHD、ネクスグループを被告として、当社の関与なくZEDHDが発行した株式について新株発行無効等請求を求める訴え。 ※2025年8月19日付開示資料を参照
株主権不存在確認訴訟	ZEDHD	2025年 8月20日	東京地方 裁判所	当社のZEDHD株主権の不存在を確認する訴えをZEDHDが求めた訴え。 ※2025年8月28日付開示資料を参照
損害賠償請求訴訟	株 式 会 社 フ ィ ス コ	2025年 6月2日	東京地方 裁判所	当社取締役が、当該時点で未公表であった原告と当社との経営統合に言及したことにより、損害を被ったとして損害賠償を求める訴え。 ※2025年7月25日付開示資料を参照
損害賠償請求訴訟	株 式 会 社 High Voltage Capital	2025年 7月28日	東京地方 裁判所	シークエッジグループ代表白井一成氏のオフィス賃料等を当社が負担している可能性があるという指摘があったこと等により、原告の法人譲渡計画が中止されたことに伴う損害賠償を求める訴え。 ※2025年8月22日付開示資料を参照

これら訴訟費用の内訳は、訴訟内容や期間により内訳が変動する可能性があります、合計で29,560,000円を見込んでおります。法的手続が複雑化及び長期化することが想定されるため、支出予定期間を複数年に設定しております。

これらの調査及び法的手続の報酬費用として合計49,544,000円を支出することを見込んでおります。

なお、法的手続が長期化・複雑化した場合に資金使途を変更する可能性が想定されますが、変更時は速やかに開示いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株式の発行により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の事業継続性を高め、ひいては投資家等の皆様の利益にも資するものと見込んでおります。よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

発行価額は、2025年7月10日から当社取締役会が本件増資を決議する前営業日である同年10月9日までの3か月間の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値単純平均である253円（円単位未満切捨て。平均値の計算において以下同じ。）から8.00%を割引いた232円といたしました。本件発行価額232円は、直前取引日の終値である246円に対して5.69%のディスカウント、直前1か月間の当社普通株式の終値単純平均である242円に対して4.13%のディスカウント、直前6か月間の当社普通株式の終値単純平均である235円に対して1.28%のディスカウントとなる金額です。

当社の株価は、2025年2月3日に発生した代物弁済による事業子会社群の流出の影響により、前営業日である同年1月31日には年初最高値であった627円から、同年3月5日には年初最安値である159円まで下落しました。その後、2025年4月30日に開催された臨時株主総会により新経営陣が選任され、事業及びガバナンス体制の再構築、子会社群の取戻しに係る法的手続きを経営上の最優先課題として取り組んでおります。

その後、公表が遅れておりました「2025年10月期第1四半期決算短信」及び「2025年10月期 半期報告書（連結）」を2025年7月15日に公表しております。

このため、当該公表日以後の期間を含む一定期間において株主市場で形成された株価は、当社の経営環境、経営成績及び財政状況等を反映していると判断し、発行価額を2025年7月10日から2025年10月9日までの3か月間の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値単純平均とすることを、2025年7月3日まで間に割当予定先と協議いたしました。

発行価額は、2025年7月10日から同年10月9日までの株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値単純平均である253円から8.00%を割引いた232円となります。

発行価額を3か月間の終値単純平均から8.00%を割引いた発行価額は、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（以下「日証協指針」といいます。）によれば、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額（ディスカウント率10%未満）であることが要請されているところ、本新株式払込金額は当該指針に準拠した水準で設定しております。当社が2024年10月期に監査意見が不表明であること、及び2025年10月期半期にGC注記が付されていること、過去事業年度において経常損失を継続して計上していることなどの財務的な制約から、公募増資や金融機関からの借入といった代替的な資金調達手段の実行が困難な状況にあり、確実に払込資金を供給可能な投資家からの引受を得て早期に資金調達を行う必要があります。また、当社の財務状況を鑑みて、当初割当予定先から15%程度の割引率について提案があったところ、交渉の結果として日証協指

針に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。当社の財務的制約下においても確実に払込資金を確保するため一定のディスカウントを設ける必要があった一方で、既存株主の利益を不当に害さない範囲に留めることを重視したため、ディスカウントを設定しております。

発行価額232円は、3か月平均株価253円から8.00%割引した水準であり、6か月平均株価235円とは1.28%の差であり、過去一定期間の株価水準と整合的です。

また、発行価額を1か月間の終値単純平均から4.13%を割引いていますが、9月10日からの1ヶ月間は子会社の経営支配権の取り戻しにかかる法的手続に関しての開示を複数回に渡って行ったことにより大きく株価変動があった時期に該当し、一時的な変動を反映した株価水準である1ヶ月平均株価を採用することは妥当でないものと判断しました。発行価額232円は、基準とした3か月平均株価253円に対しては8.00%のディスカウント、さらに6か月平均株価235円とは1.28%のディスカウントに留まっています。したがって、本件発行価額は短期的な株価変動に左右されることなく、平準化された一定期間の市場価格水準と整合しており、株主共同の利益を保護する観点から合理的であると判断いたしました。

以上のように、早期かつ確実な資金調達のために、一定のディスカウントを設定し、長期保有の方針である割当予定先の選定は、当社の事業継続性を確保し株主共同の利益を守る観点から合理的であると判断し、当社と割当予定先が協議し、その結果、当該発行価額とすることが合理的であると判断いたしました。

直近6カ月の当社の株価推移は以下のとおりです。

直近6カ月の当社の株価推移は以下のとおりです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
高値 (円)	260	246	238	224	377	372
安値 (円)	163	193	213	200	206	225

以上を踏まえ、当該発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、特に有利な発行価額には該当しないと判断いたしました。

また、当社監査等委員会（委員3名全員が社外取締役）から、本件の発行価額が取締役会決議直前までの一定期間に市場で実際に形成された終値の平均を基準として算定されており、会社の裁量で恣意的に低位に設定したものではないこと及び日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に適合する枠組みで決定されていることを確認しました。さらに、当該ディスカウントは、早期に確実な資金調達を実現して事業継続性を確保し、結果として株主共同の利益の維持・向上に資するという目的との均衡が取れていると判断しています。これらの検討を踏まえ、監査等委員会は、本件は既存株主に不当に不利益を与える「特に有利な発行価額」には該当せず、法令・指針及びコーポレート・ガバナンスの観点から適法かつ妥当である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当において発行する当社株式の数は862,000株（議決権数8,620個）の予定であり、2025年8月31日時点の当社発行済株式総数17,746,733株及び議決権数177,072個に対して、4.86%（議決権比率4.87%）の割合で希薄化が生じます。

しかし、当社は第三者割当による調達する資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり使途に充当することにより、企業価値の向上が期待できること、及び「6. 割当予定先の選定理由等

（3）割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、本第三者割当による取得する当社普通株式を中長期的に保有しつづける方針であることから、今回の発行量及びこ

れによる株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①名称	株式会社a' gil		
②本店の所在地	大阪市天王寺区堂ヶ芝1-11-3		
③代表者の役職及び氏名	代表取締役 坂元政弘		
④事業の内容	投資業		
⑤資本金 (2025年7月31日現在)	8, 000, 000円		
⑥設立年月日	2019年12月10日		
⑦発行済株式数	160株		
⑧決算期	9月末		
⑨従業員数	1名		
⑩主要取引先	株式会社アバンス、株式会社エイコス、株式会社ジャパンリソース		
⑪主要取引銀行	三井住友銀行		
⑫大株主及び持株比率	坂元政弘 60% 坂元俊斗 40%		
⑬当社との関係等			
資本関係	該当事項はありません。 なお、割当予定先の代表取締役である坂元政弘氏は、2025年7月3日時点において、当社の普通株式719千株（4.05%）を保有しております。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
⑭最近3年間の経営成績及び財政状態（千円）			
決算期	2022年9月期	2023年9月期	2024年9月期
純資産	249, 462	217, 447	481, 308
総資産	278, 309	240, 601	682, 620
1株当たり純資産（円）	1, 559, 138	1, 359, 046	3, 008, 175
売上高	92, 750	0	0
営業利益	45, 493	▲30, 188	▲83, 029

経常利益	48,219	▲28,417	▲82,992
当期純利益	42,511	▲32,014	263,860
1株当たり当期純利益	265	▲200	1,649
1株当たり配当金	-	-	-

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係欄は、別途記載のある場合を除き、2025年8月31日現在におけるものです。なお、出資関係については2025年7月3日現在の株主名簿を基準として記載しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、ブロックチェーン技術のフロントランナーとして、日本中の皆様にこれまでになかった選択肢を提供することを目指しております。本第三者割当の引受先の選定にあたっては、第一に当社の事業内容や経営方針を尊重していただけること、第二に資金調達が適時に速やかに行われること、第三に中長期的な保有方針であることを念頭に、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

割当予定先の代表取締役である坂元政弘氏（以下「坂元氏」といいます。）とは、当社代表取締役である田原が、2025年4月30日の臨時株主総会の招集手続を行う過程において当社株主を通じて知り合ったことを機に、株主提案における経営交代及びそれに伴うガバナンス改善について支援をいただいております。その際、田原の方から経営交代後の会社の状態によっては資金調達のご相談をしたい旨を申し上げており、坂元氏はその申し出に対して快諾いただいております。

その後、2025年4月30日から就任した現経営陣による調査の結果、旧経営陣が総額20.6億円に及ぶ貸付及び当社が不利となる貸付条件変更を行っていることが明らかになり、当社の財務状況が決して楽観視できるものではないことを把握しました（2025年5月14日付「子会社の異動に伴う単体財務状況の変動及び当該子会社への貸付の状況について」）。そこで当社は、割当予定先や複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との資金調達に関する協議・交渉を開始いたしました。

割当予定先と当社代表取締役である田原は、2025年5月21日、2025年7月3日、2025年7月18日に渡り、面談を重ね、当社の経営内容及びガバナンスの改善状況及び資金調達に関するご相談についてのご説明をしております。これらの面談の過程で、割当予定先からも当社の再建方針を支持する旨が示され、複数候補先と比較しても最も早期かつ確実に資金提供が可能である点が評価されました。

なお、当初は坂元氏個人による引受の可能性も協議しましたが、個人による引受の場合、将来的な相続・贈与、資金需要等によって株式を売却せざるを得ないリスクが存在する一方で、法人による引受は、法人格に基づく法的継続性により中長期的な保有が担保されやすく、当社にとって安定的かつ中長期的な株主構成を維持する上で合理的であると判断しました。法人の場合、払込原資や財務状況を会社の決算書・納税資料・銀行残高証明、銀行取引明細、金銭消費貸借契約等といった客観的資料で確認することが可能であり、当社としても実際に同社から過年度決算報告書等の財務資料の提供を受けて払込能力の実在性を検証しており、個人の私財に依拠する形よりも、払込能力の検証可能性・透明性が高い点も評価されました。

以上のように、資金力・持続性・安定的な株式保有を確保する観点から、坂元氏が代表を務める株式会社a'gilとして引受を行うことが最も適切であるとの結論に至りました。

また、そのほかにも複数の投資会社・事業会社とも資金調達に関する協議を行いました。投資判断に時間を要する先や早急な入金が難しい会社が多く、当社が直面する財務課題の解決には至りませんでした。その中で割当予定先は、当社のガバナンス改革を支持し

つつ、迅速に意思決定を行い入金を行う明確な姿勢を示した唯一の候補でありました。さらに、引受後においても、当社が子会社の法的取り戻し訴訟を進めるにあたり、割当予定先が資本の安定株主として存在することは、当社の訴訟遂行能力や交渉力の裏付けとなる点で重要であります。

以上の経緯により、今回の割当予定先である株式会社a' gilは、当社の上記方針にご同意いただき、かつ当社にとって資金調達の適時性・持続性・ガバナンスの観点で最も適切であると判断し、本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

（３）割当予定先の保有方針

割当予定先である株式会社a' gilの本第三者割当による当社への投資は、当社の暗号資産トレジャリ割当予定先である株式会社a' gilの本第三者割当による当社への投資は、当社の暗号資産トレジャリー戦略等の事業展開を踏まえて、当社が本件資金の支出を完了するまでの期間を通じて継続保有していく方針で中長期的な視点から実施されるものであり、本第三者割当により取得する株式を1年以上保有し続ける方針であることを弊社当社代表取締役である田原が口頭で確認しております。第三者割当により割り当てられた株式の譲渡報告に係る確認書を東京証券取引所へ提出をしております。当社としても、資金使途が事業開発、人員採用、法的手続き対応と複数年にわたる性格を有するため、少なくとも本件資金を充当する予定期間（2025年10月～2029年9月）を通じての保有が必要であり、割当予定先の保有方針はこれに整合しています。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間において、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確認書を取得する予定であります。戦略等の事業展開を踏まえて、当社が本件資金の支出を完了するまでの期間を通じて継続保有していく方針で実施されるものであり、本第三者割当により取得する株式を保有し続ける方針であることを当社代表取締役である田原が口頭で確認しております。当社としても、資金使途が事業開発、人員採用、法的手続き対応と複数年にわたる性格を有するため、少なくとも本件資金を充当する予定期間（2025年10月～2029年9月）を通じての保有が必要であり、割当予定先の保有方針はこれに整合しています。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間において、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確認書を取得する予定であります。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先から本第三者割当の払込みに要する資金を保有している旨の表明を受けております。割当予定先は、平川順基氏と金銭消費貸借契約を2025年6月25日付にて締結しております。返済期限は2027年7月1日であり、金額は300,000,000円、利息は15%です。当借入金の着金は割当予定先の銀行取引明細にて確認しております。平川順基氏は、割当予定先及び割当予定先の主要株主兼代表取締役である坂元政弘氏のビジネスパートナーであります。当社は、割当予定先の2022年9月期、2023年9月期、2024年9月期の決算報告書及び納税資料、2025年9月5日付の銀行残高証明書（払込総額を上回る残高）、2025年5月から9月までの銀行取引明細を受領し、払込原資の実在性・流動性を確認しております。加えて、当該資金は金融機関の普通預金口座に保管されており、有価証券・不動産等の換価

に時間を要する資産に依拠するものではなく、払込期日に即時利用可能な流動性を有する現金預金であることを確認しております。したがって、営業収益が限定的であることは資金保有能力に直結せず、投資会社としての性質上、十分な資金を保持していることが確認されました。

以上のように、払込期日における第三者割当の払込みについて十分な資力を有することを確認しております。

(5) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及びその役員並びに主要株主（以下、総称して「割当予定先関係者」といいます。）が、反社会勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者機関である株式会社アキュレートアドバイザーズ（大阪府中央区南船場2-5-19心斎橋イーストビル4F、代表取締役 小林 弘樹）及び株式会社ディークエストホールディングス（東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル5階、代表取締役会長 脇山 太介）に調査を依頼しました。その結果、いずれの割当予定先関係者についても、反社会勢力である又は反社会勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先関係者が反社会勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

第三者割当前（2025年7月3日現在）		第三者割当後	
山中 夕典	4.50%	株式会社a' gil	4.64%
坂元 政弘	4.05%	山中 夕典	4.30%
楽天証券株式会社	2.45%	坂元 政弘	3.86%
DEUTSCHE BANK (SCHWEIZ)	2.30%	楽天証券株式会社	2.34%
吉田 昌勇	2.25%	DEUTSCHE BANK (SCHWEIZ)	2.19%
田原 弘貴	1.77%	吉田 昌勇	2.15%
富田 加奈子	1.46%	田原 弘貴	1.69%
山下 博	1.28%	富田 加奈子	1.40%
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC	1.24%	山下 博	1.22%
土屋 允誉	1.15%	MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC	1.19%
		土屋 允誉	1.10%

- (注) 1. 割当前の所有株式数の割合は、2025年7月3日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当前の大株主順位第2位の坂元政弘氏は、本新株式の割当予定先である株式会社a' gilの代表取締役であり、かつ、株式会社a' gilの主要株主であります。割当予定先と坂元政弘氏の合算した「第三者割当後」は、8.50%となります。
3. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株式により新たに発行される株式数（862,000株）を加えて作成しています。
4. 小数点第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

第三者割当による本新株式の発行は、資金使途への充当による事業活動を通じて、当社の業績向上及び企業価値向上に寄与するものと考えておりますが、将来の業績に変更が生

じる場合には、適正かつ合理的な数値の算定が可能になりました段階で速やかに開示させていただきます。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）過去3年間の業績（連結）

決算期	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期
売上高	1,603,399千円	962,801千円	1,613,430千円
経常利益又は経常損失(△)	179,942千円	△1,401,973千円	△1,151,352千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	605,451千円	△2,742,920千円	△1,960,239千円
1株当たり純資産額	394.55円	196.53円	78.87円
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	47.47円	△186.36円	△114.63円

（2）現時点における発行済株式数の状況

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	17,746,733株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	380,000株	2.14%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	0株	0%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	0株	0%

（3）最近の株価の状況

①直近3年間の状況

(円)

	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期
始値	452	394	276
高値	565	457	316
安値	388	347	238
終値	468	383	279

②最近6カ月間の状況

(円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
始値	218	215	230	219	207	341	
高値	260	246	238	224	377	372	

安値	163	193	213	200	206	225	
終値	221	227	219	211	340	357	

③発行決議日前営業日株価

	2025年10月9日
始値	250
高値	252
安値	243
終値	246

(4) 直近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当による行使価額修正条項付株式会社クシム第11回新株予約権の発行

割当日	2023年11月30日
資金調達の額 (差引手取概算額)	1,043,600,000円
発行価額	新株予約権1個につき420円(総額12,600,000円)
募集時における発行済株式数	14,746,733株
当該募集による発行株式数	3,000,000株(新株予約権30,000個、1個につき100株)
割当先	東海東京証券株式会社
発行時における当初の資金使途	連結子会社Zaifの財務基盤強化、経営改革投資 ① 財務健全性維持のための増資引受資金(400百万) ② 改革投資資金(システム改修等300百万) ③財務健全性維持のための増資引受資金(343百万)
発行時における支出予定時期	① 2024年1～2月及び7～8月 ② 2024年3～5月 ③ 2024年10～12月
現時点における充当期	2024年3月5日時点で全額調達済み。 予定通り2024年1月以降順次充当を実施済み

1 1. 発行要項

- (1) 発行新株式数 普通株式 862,000株
- (2) 発行価額 232円
- (3) 払込金額の総額 199,984,000 円
- (4) 資本組入額 116円
- (5) 資本組入額の総額 99,992,000円
- (6) 払込期日 2025年10月28日
- (7) 割当予定先及び株数 株式会社a' gil 862,000株